

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

平成27年度にはじまった子ども子育て支援新制度は平成31年度で5年が経過しソフトに関しては経過措置が切れるものが多くあり、待機児童対策や幼稚園免許更新に伴う緊急特例的な対応と各施設が持つ歴史的な背景に考慮して取り組まなければならないもの、更には人口減少社会、希望する子どもを産み育てられる社会づくりなど様々な視点で取り組まなければならない中で次のような考えであります。

資料3-1 子ども・子育て支援新制度施行後の動きと見直しの検討について

P6 2 (1) ア 新制度施工後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

◎ 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例

◎ 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状および保育士資格取得の特例

Q1 幼保連携型認定こども園は幼稚園教諭並びに保育士資格を保有する保育教諭を配置することとなっており従来の幼稚園や保育所よりもその配置人数は多く必要となっております。平成29年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について（平成28年9月16日文部科学省）では、平成30年度以降に新制度への移行を検討・判断を考えている園は3,797園となっておりますが、平成32年4月以降は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のどちらかの免許資格しか保持していない場合、幼保連携型認定こども園で従事することは出来ません。更には幼稚園教諭免許更新講習がはじまって10年目を迎える職員の更新講習が今年度からスタートし現職の職員でさえ、申し込み開始からわずか30分で定員に達し講習を受講することが難しい現状もあります。

また、今後人口減少に伴い公立保育所の民間委託による公私幼保連携型認定こども園の設置が今後増えることが予想されることから、資格特例についても経過措置期間を延長することが望ましい。

◎ みなし幼保連携型認定こども園における職員配置の特例

Q2 保育の質の観点から改正後の配置基準とすることが望ましい。

◎ 幼保連携型認定こども園における保育士、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例

Q3 保育所の職員配置と同等とすべき観点から整合性が取れるまで経過措置を延長することが望ましい。

◎ 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担金額よりも低い保育料を設定していた
私立幼稚園、認定こども園の利用料特例

Q4 平成32年度(2019年4月)から一部実施される幼児教育の無償化の動向を見ながら引き続き兼行することが望ましい。

◎ みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る特例

Q5 緊急避難的に経過措置をお願いした経緯と、平成27年度以降に認可を受けた幼保連携型認定こども園の経営実態調査から施設長は一人でも運営が出来ることが確認できたことから経過措置は終了することは致し方がないと考えます。

P12 2 (1) イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する事項

◎ 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立ち入り検査等の事務・権限の
市町村への移譲

Q1 現行同様に都道府県と市町村が協議のうえ所要の措置を講じることが望ましい。

◎ 幼保連携型認定こども園の整備に関する基準の緩和

Q2 幼保連携型認定こども園の基準は幼稚園または保育所のいずれかの高い基準になっていることは、安全性の担保であり安全の質の確保といえる。一方で想定外の大災害が全国各地で発せしている現状を考える時、幼保連携型認定こども園が地域の避難場所や一時的な緊急避難場所にある、またはなることも予想されることから、立地場所・その土地の地盤など様々な検討課題があり、引き続き検討を重ねる必要がある。

◎ 子ども・子育て支援法における支給認定手続きの簡素化

Q3 現状講じられている措置で問題ないと考えます。

◎ 保育標準時間と保育短時間の統合

Q4 現状保育短時間であっても1度でも市町村が定める保育短時間の時間を越えて保育を受けた場合の1か月の保育料は保育標準時間となるため、統一することが望ましく事務負担の軽減が図られる。

◎ 認定こども園等における利用者負担額の徴収権限の強化

Q5 現在、保育所(公私問わず)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担金に関して施設の設置者からの求めによって徴収事務を行うことが出来るが、同じ認定こども園であっても幼稚園型は認められていない。過年度へ遡及して行うことが出来ると同時に幼稚園型認定こども園もこの枠の中に入れるべきである。

◎ 認定こども園での障害児等支援に係る補助体系の見直し

Q6 人口減少社会や認定こども園普及等を考える時、将来的には子どもに係る施設を一元で管理する子ども省的な創設と財源の一元化を図ることで解決とすることを望みます。

◎ 子ども・子育て支援法における支給認定の所見変更事務の簡素化

Q7 特段現状について問題はないと考えます。

資料2 子ども・子育て支援法の一部改正する法律等の概要から

◎ 事業主拠出金の充実対象の拡大に伴う、多子世帯の負担軽減施設の拡大について

事業主拠出金の率の引き上げに伴い、0歳～2歳児相当分の保育運営費のうち5.75%を事業主拠出金をもって実施する計画が示されております。保育を希望するすべての子どもが保育を受けられる環境の一つであると理解しております。

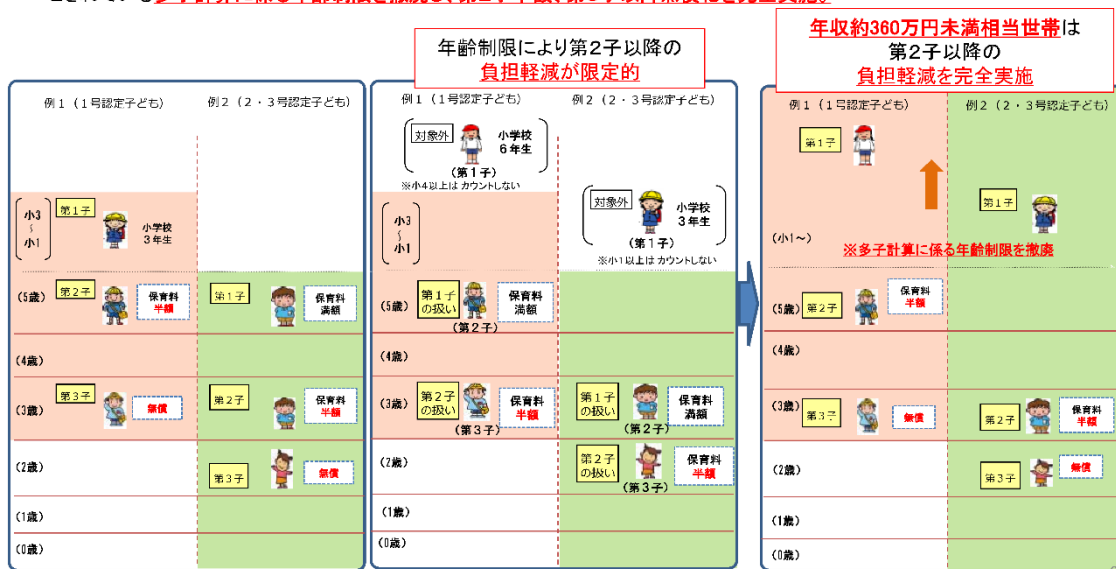
しかし多子世帯で保育施設を活用する場合、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業は公費で軽減策が実施されているが、企業主導型保育事業にはこの制度が無く、公費が投下されていない。今回事業主拠出金によって0歳～2歳児相当分の保育運営費が当てられ多子世帯の軽減対象者となる0歳～2歳児に充当されることを考えると、企業主導型保育事業も該当施設となるよう要望致します。

このことによって希望する子どもたちの保育の施設の充実が図られます。

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

●多子世帯の保育料負担軽減

- **年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で
 - ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
 - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
 とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施**。



資料3-1 P61～放課後児童クラブにおける

グラフで示されるように放課後児童クラブの利用者が年々増えており、認定こども園の普及も相まって2号認定の増加は数年後の放課後児童クラブの利用者となることから認定こども園の設置者の中にも設置を検討する動きがあります。

その中で平成29年保育所等整備交付金の本体工事費交付基準額表にある放課後児童クラブ専用室の併設加算は平成30年度にも設けられているのか、または違う項目あるいは床面積の参入で補われるものなのかお知らせください。

資料3-2 子育て安心プランに基づく一預かり保育事業（幼稚園型）の充実について

あらゆる施設が保育を希望する全ての子どもたちに保育を提供できるように環境を整えていくことは良いことだと感じております。その中で私立幼稚園でも満2歳児の受け入れが始まります。しかしこれは幼稚園のままであって、幼稚園型認定こども園は対象外となっております。幼稚園型へ移行した園はいずれ幼保連携型への移行を計画しているが、2歳児の保育の在り方のしっかりと落とし込み保育計画や全体的な計画等を築き上げた後に実施したいと考える施設も多くあります。その後順次1歳児、0歳児へと段階的に発展していくものです。その中で今回の幼稚園型認定こども園における2歳児の受け入れが除外されたことは質の向上を図ること、また待機児童解消に向けた流れに逆行していると受け取れます。

早急に今後幼保連携型認定こども園へ移行する考えがあって、子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村の園においては実施出来る制度への組みなおしをお願いします。

以上